



島根県報

平成20年 8 月 8 日 (金)
第 2,007 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

| | | |
|------------------------------|----------|---|
| 平成20年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜 | (農畜産振興課) | 1 |
| 県営土地改良事業計画の変更(2件) | (農村整備課) | 2 |
| 県営土地改良事業の工事の完了 | (") | 2 |
| 解除予定保安林 | (森林整備課) | 3 |
| 保安林の指定施業要件の変更 | (") | 3 |
| 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出 | (中小企業課) | 4 |
| 道路の区域の変更 | (道路維持課) | 4 |
| 道路の供用開始 | (") | 5 |
| 浸水想定区域の指定 | (河川課) | 5 |
| 港湾区域の変更 | (港湾空港課) | 5 |
| 臨港地区の指定 | (") | 5 |

公 告

| | | |
|--------------|-------|---|
| 採石業務管理者試験の実施 | (河川課) | 6 |
|--------------|-------|---|

特定調達公告

| | | |
|--------------------------------------|-------|---|
| 島根県財務会計オンラインシステム用プリンタのリース及び保守一式に係る一般 | (会計課) | 7 |
|--------------------------------------|-------|---|

競争入札の実施

病院局告示

| | | |
|---|--|---|
| 島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 | | 9 |
|---|--|---|

告 示

島根県告示第661号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定に基づく平成20年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成20年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 種畜証明書番号 | 名 前 (登録・登記番号) | 品 種 | 検査成績 |
|--------------------|------------------|-----------|------|
| 平20 島根県臨 第1号 | 安重花 (黒原5034) | 牛 黒毛和種 | 1級 |
| 平20 島根県臨 第2号 | 茂福花 (黒原5035) | " 黒毛和種 | 1級 |

島根県告示第662号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、上山地区を受益地域とする農道事業（県営一般農道整備事業・県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

上山地区農道事業（県営一般農道整備事業・県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第663号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、萱野根波地区を受益地域とする農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。

平成20年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

萱野根波地区農道事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業）変更計画書の写し

2 縦覧の期間

告示の日から21日間

3 縦覧の場所

雲南市役所

島根県告示第664号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成20年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事 業 名 | 完了年月日 |
|--------------------------------------|------------|
| 鹿足（津和野）地区（野広工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業） | 平成20年7月8日 |
| 鹿足（津和野）地区（横瀬工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業） | 平成20年5月12日 |
| 鹿足（津和野）地区（市尾工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業） | 平成20年5月12日 |
| 鹿足（津和野）地区（西谷工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業） | 平成20年5月12日 |

| | |
|---|--------------|
| 鹿足（津和野）地区（徳次工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（日原）地区（堤田工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【区画整理】） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（日原）地区（野地工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【区画整理】） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（日原）地区（柳工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【区画整理】） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（日原）地区（木の口工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【区画整理】） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（日原）地区（下左鎧工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【区画整理】） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（日原）地区（相撲ヶ原工区）区画整理事業 （県営中山間地域総合整備事業【区画整理】） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（日原）地区 区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業【暗渠排水】） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（柿木）地区（原手工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（柿木）地区（白谷工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（柿木）地区（井手ヶ原工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（柿木）地区（中原工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（柿木）地区（伊豆原工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（柿木）地区（椋谷工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（六日市）地区（親迫・太ノ妙工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（六日市）地区（栗・本郷工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（日原）地区 用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業【用排水施設】） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（日原）地区 用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業【農道】） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（柿木）地区 用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業） | 平成20年 5 月12日 |
| 鹿足（六日市）地区 用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業） | 平成17年 3 月22日 |

島根県告示第665号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の 2 第 1 項の規定により告示する。

平成20年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市三隅町井野水1413 - 9 から水1413 - 11まで、水1414 - 2、水1414 - 5 から水1414 - 7 まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第666号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 第 1 項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の 3 において準用する同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成20年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成14年 3 月29日島根県告示第373号（ 2 に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第667号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成20年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
シャミネ松江西館 松江市朝日町字伊勢宮472番地2外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所
山陰ステーション開発株式会社 代表取締役社長 渡部 忠治 松江市朝日町字伊勢宮472番地2
- (3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,075.48平方メートル
- (4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
908.86平方メートル
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成20年8月8日

2 届出年月日

平成20年7月31日

島根県告示第668号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|--------|------------------------------|--------|------------------------|----------------|---------------------------|
| | | 区間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 | | |
| 県道 | 玉湯吾妻山線 | 松江市玉湯町大谷432番13地先から同453番1地先まで | 前 | メートル 3.40~ 24.00 | メートル 182.00 | 道路改良工事 拡幅 |
| | | | 後 | 13.00~ 33.00 | 182.00 | |
| " | 松江鹿島美 | 松江市島根町野波2434番1地先から同2432番 | 前 | 18.00~ 25.00 | 40.00 | 松江県土整備事務所 不用物件発生 減幅 |

| | | | | | | | |
|--|-----|--------|---|------------------|-------|--|-----|
| | 保関線 | 1 地先まで | 後 | 16.00 ~ 23.00 | 40.00 | | 払下げ |
|--|-----|--------|---|------------------|-------|--|-----|

島根県告示第669号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始の区間 | 延長 | 供用開始年月日 | 管轄する地方機関の名称 | 備考 |
|-------|--------|---------------------------------|--------|-----------|-------------|----|
| 県道 | 玉湯吾妻山線 | 松江市宍道町上来待3199番5地先から同3145番11地先まで | 216.00 | 平成20年8月8日 | 松江県土整備事務所 | |
| " | 御津東生馬線 | 松江市鹿島町北講武858番1地先から同862番1地先まで | 55.00 | 平成20年8月8日 | | |

島根県告示第670号

一級河川高津川水系津和野川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第3項及び水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第1項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、土木部河川課及び益田県土整備事務所津和野土木事業所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第671号

港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第1項の規定に基づき、島根県が単独で管理する地方港湾河下港の港湾区域の変更について、平成20年5月27日付けで国土交通大臣の認可があったので、同条第2項において準用する同法第9条第1項の規定により、その港湾区域を次のとおり告示する。

平成20年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

変更後の河下港港湾区域

出雲市河下町水尻突角（北緯35度26分46秒、東経132度44分4秒）から20度1,560メートルの地点まで引いた線、同地点から112度49分57秒206メートルの地点まで引いた線、同地点から157度9分17秒131メートルの地点まで引いた線、同地点から113度1,201メートルの地点まで引いた線、同地点から30度344メートルの地点まで引いた線、同地点から110度29分5秒に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

島根県告示第672号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、臨港地区を定めたので、同条第8項の規定により次のとおり告示し、当該臨港地区の区域を公衆の縦覧に供する。

平成20年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 臨港地区の区域

| 港湾名 | 臨港地区の区域 |
|-----|--|
| 来居港 | 隠岐郡知夫村字来居1679 - 4、1684 - 1、1696 - 3、1696 - 4、1696 - 5、1696 - 6、1696 - 7、1696 - 8、1696 - 9、1696 - 10、1696 - 11、1696 - 12、1696 - 13、1729 - 5、1730 - 6、1730 - 12、1730 - 17、1751 - 5 |

2 臨港地区の区域の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁県土整備局島前事業部及び知夫村役場

公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施するので、採石法施行規則（昭和26年通商産業省令第6号）第8条の7の規定により公告する。

平成20年8月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験の日時

平成20年10月10日（金）午前10時から12時まで

（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

2 試験会場

大田市大田町大田イ236 - 4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採取、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積方法並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真2枚、うち1枚は受験票にはること。
（手札形（縦8センチメートル×横6センチメートル）とし、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- (3) 受験票（所定の様式）

5 受験手数料

8,000円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けること。

6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、各県土整備事務所、各（土木）事業所又は社団法人島根県採石協会

7 受験願書等の提出先

〒690 - 8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

8 受験願書等の受付期間

平成20年 9 月 4 日 (木) から平成20年 9 月26日 (金) まで

なお、郵送の場合は、平成20年 9 月26日までの消印があるものに限り受け付ける。

9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

10 結果発表

試験結果は、平成20年10月30日 (木) に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、県河川課のホームページ (<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>) に掲載する。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理グループ (電話0852 - 22 - 5499) に照会すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第372号) 第 6 条の規定により公告する。

平成20年 8 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量

島根県財務会計オンラインシステム用プリンタのリース及び保守一式 (機器調達、設置、テスト印字、調整等を含む) 190台

(2) 案件の仕様等

入札説明書による。

(3) リース及び保守期間

平成21年 2 月 1 日から平成26年 1 月31日まで

(4) 納入期限

平成21年 1 月30日

(5) 納入場所

島根県内、東京都、大阪市及び広島市とし、詳細は入札説明書による。

(6) 入札方法

ア 入札は、契約期間のリース料及び保守料の総額で行うものとする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) その他

入札説明会は実施しない。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱 (昭和45年島根県告示第 4 号) 第 4 条の規定に基づき、営業種目が大分類「借入品」、中分類「情報処理機器」の入札参加資格の認定を受けている者であること。

(4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について入札参加資格者指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(5) この入札に係る入札説明書の交付を受け、指定期日までに別に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること。

(6) 障害発生時・部品取替等に迅速に対応できる者。

3 入札説明書の交付等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690 - 8501 島根県松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎6階

島根県出納局会計課 財務電算グループ

電話 0852 - 22 - 5893 ファクシミリ 0852 - 22 - 5952

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

ア 本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により、入札に参加しようとする者1人に対し、1部を無償で交付する。

イ 交付期間は、本公告の日から平成20年8月20日（水）まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

ウ 電子ファイル（PDF形式）による交付を希望する者には、電子ファイル（PDF形式）を電子メールに添付して入札説明書を交付するので、交付期間中に、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号、返信先電子メールアドレスを明記して上記(1)まで申し込むこと。

(3) 入札参加資格の確認

ア この入札に参加を希望する者は、下記期限までに、申請書に入札説明書に規定する書類等を添付の上、島根県知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

イ 提出期限 平成20年8月28日（木）午後5時

ウ 提出場所 上記(1)の場所

エ 提出方法 持参又は書留による郵送（提出期限必着）

4 入札及び開札の日時並びに場所等

(1) 日時

平成20年9月18日（木） 午後2時

(2) 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟2階 第4会議室

(3) その他

郵便による入札については、平成20年9月17日（水）正午までに上記3(1)の場所に到着していること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もる契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、入札保証金の算定方法は、入札説明書による。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

なお、契約保証金の算定方法は、入札説明書による。

(4) 入札者に求められる事項

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請等に必要な書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる事項を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、2 回まで行うものとする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Item name and quantity of products to be leased.

Item: The lease and maintenance of a special printer for Shimane Prefectural Financial computer Network.

Quantity: 190 units

(2) Bid Tendering date

Start: September 18 2008, 2:00 p.m.

(bids by post must be received by noon on September 17 2008)

(3) Contact Details

Financial computer Group

Accounting Division

Bureau of the Treasury

Shimane Prefectural Government

8 Tonomachi

Matsue-shi

Shimane-ken 690-8501 JAPAN

TEL 0852-22-5893

FAX 0852-22-5952

島 根 県 病 院 局 告 示

島根県病院局告示第 4 号

島根県立病院使用料及び手数料条例第 2 条第 3 項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第 1 号）の一部を次のように改正し、平成20年 8 月 8 日から施行する。

平成20年 8 月 8 日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

エピネフリン注射液自己注射キット製剤の項中「注射液0.15ミリグラム 1本につき 11,550円」を

「注射液0.15ミリグラム 1本につき 11,550円

に改める。

スターターパック付きの場合は、1 本につき504円を上記に加算する。」

